

◆よくある質問(介護支援専門員資格更新費用助成)

NO	質 問	回 答
1	どの研修が対象となるのか。	次に示す研修が対象です。 【介護支援専門員】 ・専門研修課程Ⅰ ・専門研修課程Ⅱ ・更新研修A(前期・後期) 【主任介護支援専門員】 ・主任介護支援専門員研修 ・主任介護支援専門員更新研修 <注意事項> ※上記の研修において、補助金の申請時点で介護支援専門員として就労していない方は、対象外です。 ※更新研修B及び再研修は、対象外です。
2	申請期間内に間に合わない場合、どうすればいいのか。	この助成事業の要綱において、来年度以降は、前年度の研修修了者も申請対象としています。
3	姫路市外在住でも補助対象となるか。	なります。 姫路市内の介護保険サービス事業所に就労していることが条件です。 ただし、就労先が姫路市外の事業所の場合は、姫路市内在住でも対象外ですのでご注意ください。
4	令和 7 年度に更新研修を受講・修了したが、補助対象となるか。	なりません。 この事業は、令和 8 年度に受講した方から受付を開始しています。
5	介護支援専門員の資格を持っているが、別職種として就労している職員も補助対象となるか。	なりません。 介護支援専門員として就労されている方が対象です。
6	会社が従業員の受講費を立替払いしていた場合も、補助対象になりますか。	なりません。 個人で支払った受講費用が補助対象です。
7	前期の研修を修了し、後期の研修は未修了の場合に、先に前期分のみ申請することは可能か。	可能です。